

（第65号・第66号・第67号・第68号・
第69号・第70号・第71号議案）

会計年度任用職員制度の導入等について

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえ、中野区における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、新たに一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の制度を導入するとともに、臨時的任用の適正確保について所要の見直しを行う。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、所要の見直しを行う。

各議案における改正内容等については、下表のとおり行う。

議案番号	議案名	会計年度	臨時的任用	成年被後見人
65	中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○
66	中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	○		○
67	中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	
68	中野区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		○	
69	中野区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		○	○
70	中野区職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	○		
71	中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	○		

2 会計年度任用職員制度の主な内容

(1) 任用

- ア 任期 1年以内として、会計年度は超えないものとする。
- イ 勤務時間 原則、1日あたり7時間45分以内、かつ1週につき勤務時間31時間以内とする。

(2) 給付

- ア 給付の種類 報酬、諸手当相当報酬（地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に相当する報酬）、費用弁償及び期末手当を支給する。

イ 報酬の額

- ① 補助的業務の職 職種又は職に応じて、月額、日額又は時間額を給料表の範囲内において、任命権者が決定する。
- ② 専門性の高い職 条例で定める限度額（月額375,880円、日額23,500円、時間額1,475円）の範囲内において、任命権者が決定する。

(3) 服務

常勤職員と同様とする。

3 臨時的任用の適正確保

常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職とする。

4 会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用の適正確保に伴う非常勤職員及び臨時職員の任用区分の変更について別紙のとおり

5 成年被後見人等に関する規定整備

地方公務員法の改正により職員の欠格条項から成年被後見人等が除かれたことに伴い、期末手当及び勤勉手当の支給について所要の規定整備を行う。

6 施行期日

令和2年（2020年）4月1日

ただし、成年被後見人等に係る改正規定については、令和元年12月14日から施行する。

会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用の適正確保に伴う非常勤職員及び臨時職員の任用区分の変更について

